

○鹿児島県営住宅条例施行規則

平成4年4月1日

規則第25号

改正 平成4年6月1日規則第37号の2

平成4年7月15日規則第44号

平成4年8月26日規則第50号

平成4年11月20日規則第60号

平成5年3月17日規則第5号

平成5年7月19日規則第51号

平成5年8月23日規則第52号

平成5年9月13日規則第54号

平成5年9月24日規則第56号

平成5年12月27日規則第72号

平成6年3月30日規則第20号

平成6年9月30日規則第63号

平成7年3月31日規則第33号

平成7年5月10日規則第44号

平成7年9月29日規則第68号

平成7年10月27日規則第75号

平成8年3月25日規則第6号

平成8年9月30日規則第63号

平成9年3月31日規則第36号

平成12年3月31日規則第85号

平成19年3月30日規則第43号

平成20年3月28日規則第41号

平成25年2月5日規則第2号

平成26年10月21日規則第44号

平成26年12月24日規則第51号

鹿児島県営住宅条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県営住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（省エネルギー対策）

第1条の2 条例第3条の9第2項の規則で定める措置は、住宅が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たす措置とする。

（平25規則2・追加）

（重量床衝撃音及び透過損失対策）

第1条の3 条例第3条の9第3項の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準）を満たす措置及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たす措置とする。

（平25規則2・追加）

（劣化対策）

第1条の4 条例第3条の9第4項の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準）を満たす措置とする。

（平25規則2・追加）

（維持管理対策）

第1条の5 条例第3条の9第5項の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たす措置とする。

（平25規則2・追加）

（ホルムアルデヒド対策）

第1条の6 条例第3条の10第3項の規則で定める措置は、県営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1(3)ロの等級3の基準を満たす措置とする。

（平25規則2・追加）

（高齢者等配慮対策）

第1条の7 条例第3条の11の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の

9の9—1(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

(平25規則2・追加)

第1条の8 条例第3条の12の規則で定める措置は、県営住宅の通行の用に供する共用部分の評価方法基準第5の9の9—2(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

(平25規則2・追加)

(入居者資格等)

第1条の9 条例第6条第1項第1号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(平25規則2・追加)

(入居申込書)

第2条 条例第8条第1項の規定により県営住宅に入居の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、県営住宅入居申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 申込書には、申込者本人、同居しようとする親族その他申込者が扶養している者について次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市町村長が発行する過去1年間の収入の状況を証する書類（以下「所得額証明書」という。）

(2) 住民票の写し

(3) 扶養の状況を証する書類

(4) 申込者本人に婚姻の予約者がある場合は、その婚姻の予約を証する書類

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定は、条例第5条第6号又は第7号に掲げる理由のある者で、県営住宅への入居を希望し、又は相互に入れ替わることを希望するものについて準用する。

（平9規則36・平26規則51・一部改正）

（期限付入居）

第2条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件は、小学校就学の始期に達するまでの者と現に同居し、又は同居しようとする者であることとする。

2 条例第8条の2第1項の規則で定める日は、条例第11条第4項の入居可能日から10年を経過する日とする。

3 条例第8条の2第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の説明は、同条第2項に定める事項を記載した書面を交付して行うものとする。

4 条例第8条の2第6項の規則で定める事情は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 入居期限の日において、期限付入居決定を受けた入居者（子育て住宅への入居の際に同居した親族及び条例第13条第1項の規定により同居させた当該親族以外の者を含む。以下この項において同じ。）に12歳に達する日の属する年度の末日が到来していない者があること。

(2) 期限付入居決定を受けた入居者が病気にかかっていること。

(3) 期限付入居決定を受けた入居者が災害により著しい損害を受けたこと。

(4) その他知事が特に認める事情があること。

5 条例第8条の2第6項の規定により申出をしようとする者は、入居期限の30日前の日（同日後において、前項の事情が生じたときは、入居期限の日）までに、子育て住宅入居

期限延長承認申請書（別記第1号様式の2）に当該申出の理由となるべき事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

6 条例第8条の2第6項の規定による延長後の入居期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 条例第8条の2第6項の規定により申出をした者に第4項第1号に掲げる事情がある場合 当該者と同居している12歳に達する日の属する年度の末日が到来していない者（該当する者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達する日の属する年度の末日

(2) 条例第8条の2第6項の規定により申出をした者に第4項第2号から第4号までのいずれかに掲げる事情がある場合 当該事情を勘案して知事が定める日

7 知事は、条例第8条の2第6項の規定により入居期限を延長したときは、同項の規定により申出をした者にその旨を通知するものとする。

（平26規則44・追加）

（誓約書）

第3条 条例第11条第1項第1号の誓約書（以下「誓約書」という。）は、別記第2号様式による。

2 誓約書には、連帯保証人の印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。以下同じ。）及び所得額証明書を添付しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（入居手続期間延長承認申請）

第4条 条例第11条第2項の知事の承認を受けようとする者は、条例第8条第2項の規定による通知があった日から10日以内に、県営住宅入居手続期間延長承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（入居届）

第5条 入居決定者は、当該県営住宅に入居したときは、入居した日から30日以内に県営住宅入居届（別記第4号様式）に世帯員全員の住民票の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（連帯保証人変更承認申請等）

第6条 条例第12条第1項の知事の承認を受けようとする者は、連帯保証人変更承認申請

書（別記第5号様式）に新たに連帯保証人になろうとする者が連署する誓約書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、連帯保証人異動届（別記第6号様式）に当該届出に係る異動があったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 第3条第2項の規定は、第1項の誓約書について準用する。

（平9規則36・一部改正）

（同居承認申請等）

第7条 条例第13条第1項本文の知事の承認を受けようとする者は、県営住宅同居承認申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 当該県営住宅の入居者と当該同居させようとする者との関係を証する書類
- (2) 当該同居させようとする者の所得額証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 条例第13条第1項ただし書の規則で定める者は、当該県営住宅の入居者の15歳未満の子とする。

（平9規則36・平20規則41・一部改正）

（世帯員異動届）

第8条 県営住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、その世帯員に次に掲げる異動があったときは、速やかに県営住宅世帯員異動届（別記第8号様式）に当該異動があったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 出生、転出又は死亡
- (2) 氏名又は勤務先の変更
- (3) 15歳未満の者との養子縁組

（平9規則36・一部改正）

（入居承継承認申請）

第9条 条例第14条第1項又は第3項の知事の承認を受けようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 承継の理由を証する書類
- (2) 誓約書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3条第2項の規定は、前項第2号の誓約書について準用する。

(平9規則36・平20規則41・平25規則2・一部改正)

(収入申告書)

第10条 条例第16条第1項の申告を行おうとする者は、収入申告書(別記第10号様式)に入居者、同居の親族その他当該入居者が扶養している親族の所得額証明書その他知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(平9規則36・追加)

(収入認定更正申出)

第11条 条例第16条第3項又は第29条第3項の規定により条例第16条第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による認定に対し意見を述べようとする者は、当該認定があった日から起算して60日以内(災害その他やむを得ない理由があると知事が認める者にあつては、知事が別に指定する日まで)に、収入(収入超過者・高額所得者)認定更正申出書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(平9規則36・追加)

(家賃等の減免又は徴収の猶予等)

第12条 入居者は、条例第17条又は第19条第2項(条例第31条第3項、第33条第3項又は第51条において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金又は金銭の減免を受けようとするときは、県営住宅家賃(敷金・金銭)減免申請書(別記第12号様式)にその申請の理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、当該入居者に条例第17条第4号に掲げる特別の事情がある場合にあつては、この限りでない。

2 入居者は、条例第17条又は第19条第2項(条例第31条第3項、第33条第3項及び第51条において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金又は金銭の徴収の猶予を受けようとするときは、県営住宅家賃(敷金・金銭)徴収猶予申請書(別記第13号様式)にその申請の理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(平9規則36・一部改正)

(修繕願)

第13条 入居者は、当該県営住宅又は共同施設に修繕(条例第21条第1項の規定により県が費用を負担する修繕に限る。)の必要が生じたときは、県営住宅修繕願(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(平9規則36・一部改正)

(事故報告書)

第14条 入居者は、当該県営住宅又は共同施設に滅失又は損傷等の事故が発生したときは、臨機に必要な措置を採り、速やかに県営住宅事故報告書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（不使用届）

第15条 条例第25条の規定による届出をしようとする者は、県営住宅不使用届（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（用途併用承認申請）

第16条 条例第27条ただし書の知事の承認を受けようとする者は、県営住宅用途併用承認申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（模様替え等の承認申請）

第17条 条例第28条第1項ただし書の知事の承認を受けようとする者は、県営住宅模様替え（増築）承認申請書（別記第18号様式）に設計書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第28条第1項ただし書の知事の承認を受け、県営住宅の模様替え又は増築を完了したときは、工事完了届（別記第19号様式）を知事に提出し、知事の指定した者の検査を受けなければならない。

（平9規則36・平12規則85・一部改正）

（明渡し期限延長承認申請）

第18条 条例第32条第3項の申出をしようとする者は、県営住宅明渡し期限延長承認申請書（別記第20号様式）に当該申出の理由となるべき事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（明渡し届）

第19条 条例第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、県営住宅明渡し届（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

（平9規則36・一部改正）

（住宅管理人の管理戸数）

第20条 住宅管理人は、県営住宅の1団地ごとに30戸を基準として1人置くものとする。

ただし、知事が必要と認める場合は、その基準を増減することがある。

(平9規則36・一部改正)

(住宅管理人の職務)

第21条 住宅管理人は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 火災、ガス漏れその他の事故に係る報告
- (2) 知事の指示事項の入居者への周知
- (3) 家賃等の納入通知書の配布
- (4) 入居者から第10条の規定により知事に提出される収入申告書の取次ぎ
- (5) その他住宅管理上必要な事項

(平9規則36・一部改正)

(住宅管理人の報酬の支給)

第22条 住宅管理人に対する報酬は、4半期分ごとに当該4半期の次の4半期に属する最初の月の末日までに支給する。

(平9規則36・一部改正)

(証明書)

第23条 条例第54条第3項の証明書は、別記第22号様式による。

(平9規則36・一部改正)

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平9規則36・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県公営住宅管理条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第30号）は、廃止する。

附 則（平成4年6月1日規則第37号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年7月15日規則第44号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年8月26日規則第50号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成4年11月20日規則第60号）

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成5年3月17日規則第5号）
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月19日規則第51号）
この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年8月23日規則第52号）
この規則は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成5年9月13日規則第54号）
この規則は、平成5年9月15日から施行する。

附 則（平成5年9月24日規則第56号）
この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日規則第72号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日規則第20号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第63号）
この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第33号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月10日規則第44号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第68号）
この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成7年10月27日規則第75号）
この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第6号）
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月30日規則第63号）
この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第36号）
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第85号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県営住宅条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄
（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第41号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月5日規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 県営住宅の入居者がこの規則の施行の前日に57歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同日前に57歳以上の者である場合における改正後の鹿児島県営住宅条例施行規則第1条の9第2号の規定の適用については、同号中「入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満」とあるのは、「入居者が平成25年4月1日前に57歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は平成25年4月1日前に57歳以上」とする。

附 則（平成26年10月21日規則第44号）
この規則は、鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年鹿児島県条例第32号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第51号）
この規則は、公布の日から施行する。

